



平成22年3月16日発行
(2010) No. 54
発行
知立連続立体交差事業
促進期成同盟会
編集
知立市都市整備部
都市開発課鉄道高架係

知立駅付近連続立体交差事業 進捗状況の報告



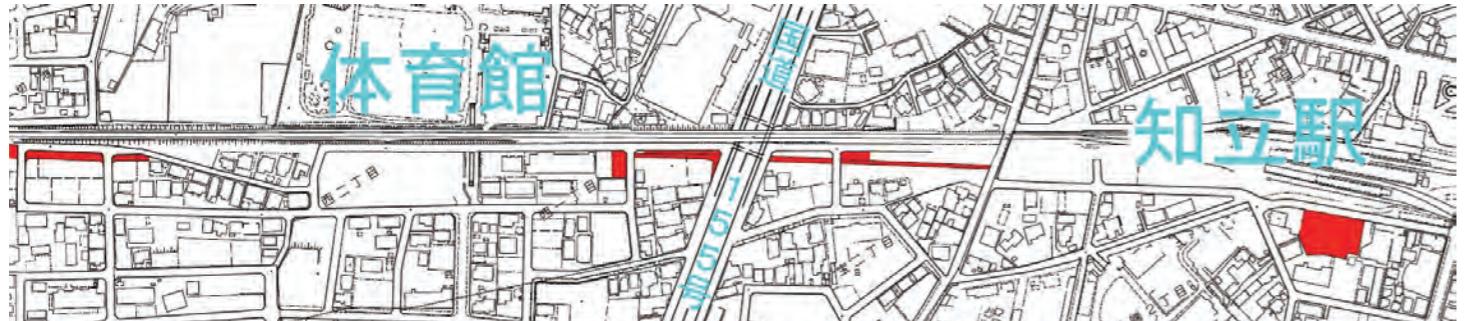
西町草刈地内



内幸町加藤地内

現在、名鉄名古屋本線における新鉄道用地、仮線用地の一部、環境側道、付替側道として取得する事業用地の確保率は、平成22年3月現在で全体数量約10,300m²の内、約91%を取得しました。同じく、名古屋本線における仮線用地や、仮線敷設により平成36年3月まで支障となる市道付替側道（仮側道）の借地状況は、平成22年3月現在で知立駅周辺地区画整理事業地内を除いた全体数量約4,700m²の内、約76%の土地を借地しています。なお、残り約24%の借地箇所の内、約20%は知立市所有地となっています。

（赤色で塗りつぶしてある箇所が借地済み）



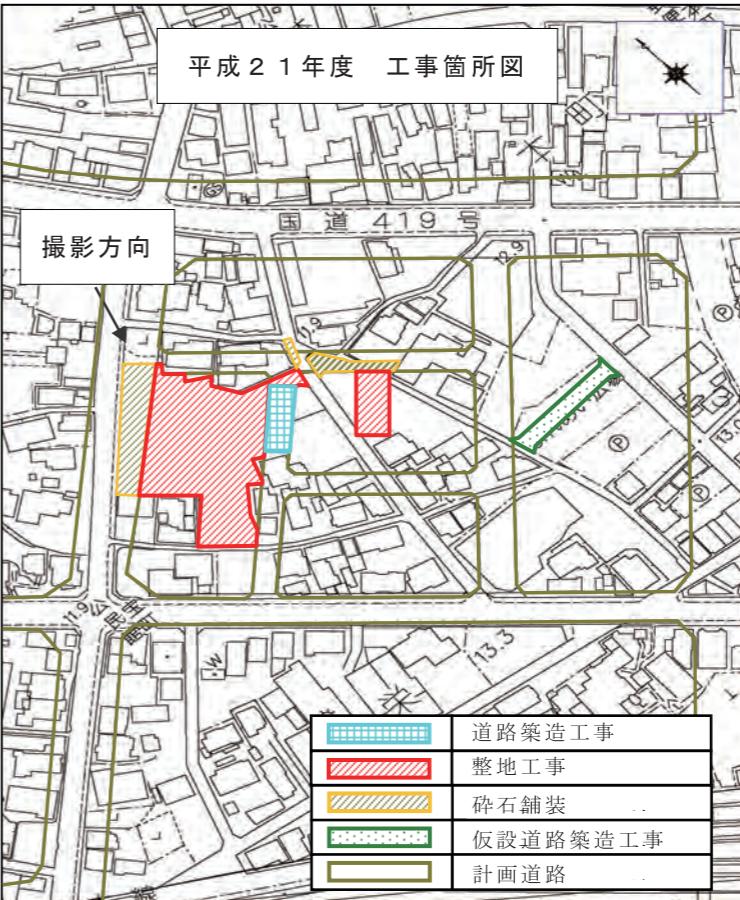
知立駅周辺地区画整理事業

進捗状況の報告



宝町刈谷道地内

今年度は、宝町刈谷道地区、栄一丁目・二丁目地区の関係者の皆様にご協力をいただき、15件の物件移転を実施しました。そして、この区画整理事業地内における物件移転総数249件の内、平成22年3月までに85件の移転が完了しています。進捗率としては、事業費ベース37%となりました。また、物件が除却され更地になった下図の箇所で道路築造工事や整地工事を実施しました。



問い合わせ先

知立市都市整備部都市開発課鉄道高架係
(知立連続立体交差事業促進期成同盟会事務局)

TEL 0566-85-5882

FAX 0566-82-5775

E-mail tosikaihatu@city.chiryu.lg.jp

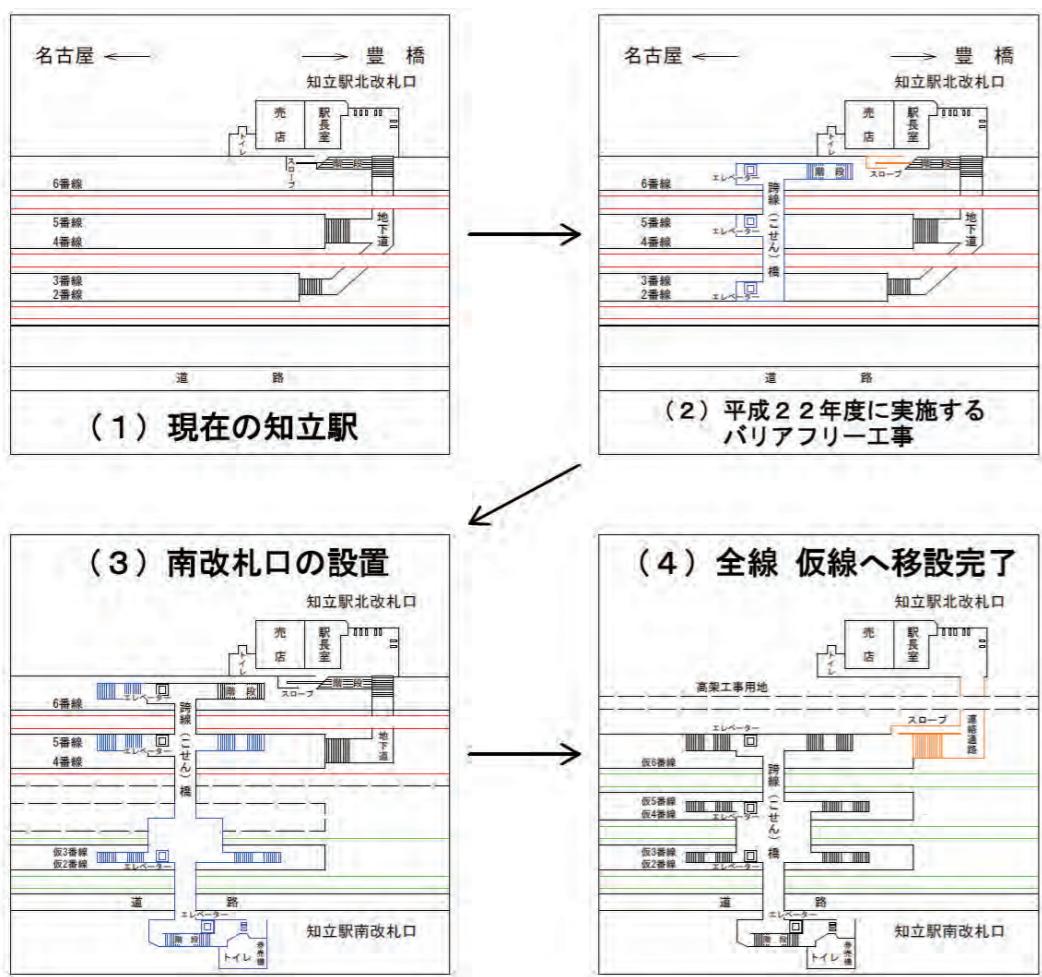
知立駅バリアフリー化工事について

今後、仮線工事を施行するにあたり、まず駅舎のバリアフリー化工事を併せて実施します。このバリアフリー化工事は、バリアフリー新法に基づき実施されるものです。

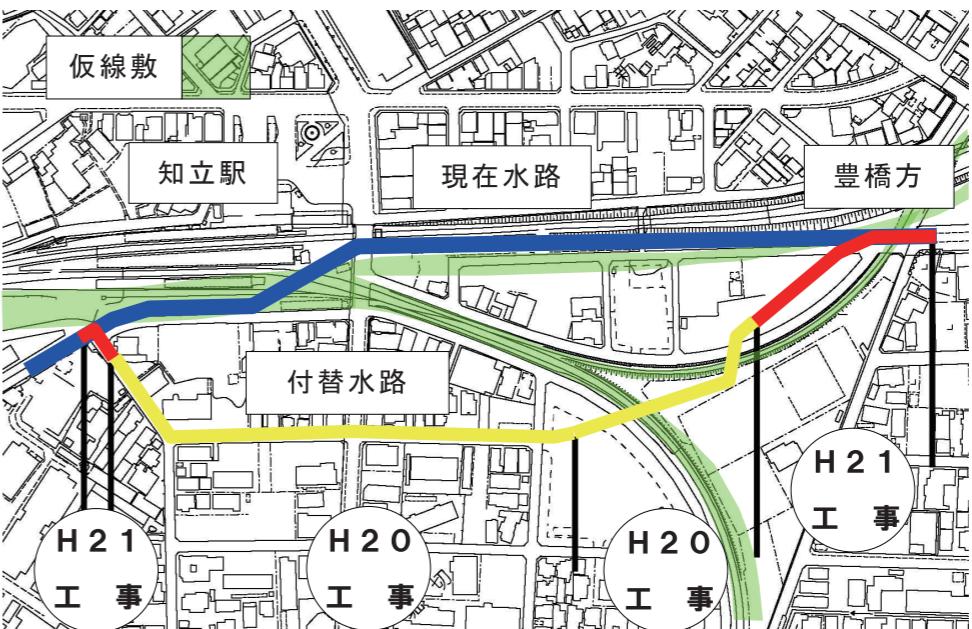
バリアフリー新法とは、公共交通機関、建築物、公共施設を利用する高齢者・身体障害者等の移動の利便性や安全性の向上を図ることを目的として、1日の平均利用者数が5千人以上の旅客施設（鉄道駅等）について優先的・重点的にバリアフリー化をすることが義務付けられているものです（知立駅の利用者数61,000人/日）。主な内容としてはエレベーターの設置、スロープの設置です。

平成22年度に行われる知立駅のバリアフリー化は、下左図のように跨線（こせん）橋を設置しエレベーターを3基設置します。なお、鉄道高架事業の進捗に合わせてエレベーターや階段の位置が移動します。また地下道については、現駅舎を段階的に南へ移設させる終盤まで一部を使用していくことになります。今後、跨線（こせん）橋と一体化する形で南改札口を設置し利便性を図っていく予定です。

（※バリアフリー新法とは、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」のことです。）



明治用水路付替工事の完了



仮線設置の際に支障となることから、平成20年度から進められてきた明治用水路の付替工事が平成22年3月末にて完了します。

今後、旧明治用水路設置箇所に、鉄道の仮線を敷設していきます。

仮線工事に向けての準備工事 仮側道等設置工事の紹介

今後、仮線工事に着工するにあたり、仮線が使用する一部の道路は、仮線を撤去する高架事業完了までの期間利用できなくなります。そのため、仮側道の設置工事を平成21年の10月より実施してきました。今年の3月末までに完了する区間は下図のA工区、B工区、C工区の区間です。また、地下埋設物の移設工事も併せて行っています。

